



財産をつなぐ 相続入門

特集

1

相続にまつわる「税」について考える

つなぐ会議 vol.1では「相続」に関する基本的な民法上のルールを中心に紹介しました。今号では、相続を考える際に避けて通ることはできない「相続税」を中心にした対策について教えていただきます。

相続対策って必要な??

「相続税」等の税がどうなるかの確認は最重要事項のひとつです。というのも、相続税の仕組みを知りたいれば、特別な方法をとらずにできる範囲もありますし、検討をはじめするのが早いほど対策の選択肢は多くなるからです。相続税の申告・納付

の期限は、相続開始から10ヶ月以内であり、事前の準備がなされていない場合には、十分な時間とは言えません。「我が家では大した金額にはならないはずだから大丈夫」などと思わず、一度試算してみましょう。

相続税の基礎知識① 相続税かかる? かかる?

平成27年には基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象者が約2倍となりました。これによって、自宅と現金、生命保険金くらいの財産規模でも相続税の申告義務が生じてくるケースは段階的に増えています。相続税がかかるのは、通常の相続が「基礎控除額」を超えた場合です。

相続税の基礎控除額

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

かかる場合の相続は、相続人に相談しましょう。



建物(家屋)の評価は?

建物(家屋)の評価額は、固定資産税評価額と同じです。「固定資産税評価額」は、毎年、納税通知書と一緒に送られてくる課税明細書で確認しましょう(課税明細の欄ではなく「登記簿」や「評価額」等の項目に記載)。

家屋の相続税評価額

固定資産税評価額 × 1.0

※マンションの一室を基準としている場合など異なることもあります。

このほか、上場株式や投資信託、預貯金、美術品や自動車、ゴルフ会員権などについても評価方法が定められています。これらをまとめて、きちんと評価するのはそれなりの作業になります。概算段階で申告が必要と思われる方はもちろん、はっきりしない方は、一般税理士に相談・依頼することをおすすめします。相続税を明らかにして、次に紹介するような対策についても考えてみてはどうでしょうか?

じゃあアンピールにも相談する?

お住まいや暮らしのお悩みの解決をお手伝いします。 <https://empire-soudan.jp/>

コなぐ Link Story

モノがたり

生前整理・遺品整理の基礎から

動産評価書作成のすすめ

評価を依頼される持ち物には、男性と女性でそれぞれ特徴があります。男性は、喫煙具、筆記具、カメラ、時計、お酒や釣り具など。女性は、宝石類、貴金属、洋服、和服、お茶道具といったものが多いため、比較的高額な評価となるのは収納品や時計、宝石や貴金属等です。特に「金」の価格は20年前と比べて10倍近くになっていますから、購入価格より高い評価額になることもあります。

動産評価をする意味は、ご自身でも把握できていない「現在価値」を知ること。価値を把握しておけば、危に「保険」「確定」「売却」の判断を求められても、スムーズに対応できるはずです。価値のあるもの、思いのあるものは、持っていく。使い続けるという判断も、思いを競う柔軟なことがあります。

せっかく評価してもらったのだから……、と気遣っていただくことがあります。動産評価は必ずしも売却を前提にしなくて良いのです。「売却の

株式会社マルフ 効率会計士 外屋 宗也

※写真はイメージです

株式会社マルフ TEL:092-3031 福岡市博多区堅粕4丁目13番1号 TEL:092-461-1178 <https://maruwo.jp/>

知っておきたい相続対策

亡くなった後では、相続する方がとれる選択肢は限られます。生前の早いうちから準備をすることが最大の相続対策であるといえます。また税制上の特例は、期限が切られた時限立法が多いので、タイミングを逃さないよう、情報収集も大切です。以下に、知っておきたい相続税の特例制度をいくつかご紹介します。

知っておきたい相続対策① 配偶者の税額軽減

配偶者が相続した財産については、1億6,000万円まで、またはそれを超えても法定相続分までは、配偶者には相続税負担がからないという配偶者の税額軽減の特例です。これは残された配偶者が経済的に困らざる安心して暮らせるよう設計されたものだといえます。

知っておきたい相続対策② 小規模宅地等の特例

被相続人が生前に暮らしていた住まいや、認めていた店舗・事務所などの土地の相続税の負担を最大80%減額できるのが「小規模宅地等の特例」です。これは、相続税負担が原因で、同居していた家族が住み続けるのが難しくなったり、家業の継続ができないなったりしないように配慮されたものです。

知っておきたい相続対策③ 法定相続分のどちらが多い方に対応する相続税額まで

大きな控除ではありますが、財産を相続した配偶者が亡くなった際の相続(これを二次相続といいます)では配偶者の税額軽減は利用できません。多額の相続税になることもあります。二次相続までを見据えた適度分割等を検討しましょう。

知っておきたい相続対策④ 生命保険の非課税枠の活用

生命保険は、「残された方の生活を守るために保険」という意味合いかがることから、相続人を受取人とする保険金については、非課税枠があります。受取人→相続人の場合に限られるため、例えば相続人でない「孫」を受取人としている場合には非課税とはなりません。

知っておきたい相続対策⑤ レンタル費用(月額)

生命保険金が4,000万円で、妻、子ども3人の計4人が法定相続人の場合

メモ

ひとくち 相続税ゼロ円でも申告は必要?

計算例

500万円 × 法定相続人の数

計算結果

500万円 × 4人 = 2,000万円

新規申込者

生命保険の加入・見直しについて 新規申込管理にお気軽にご相談ください。 TEL.092-762-5222

新規申込者

新規申込管理にお気軽にご相談ください。 TEL.092-762-5222